

第5章

実施すべき対応 『撤収期』



- ✓ **撤収期** （周辺のライフライン機能が回復し、その地域本来の生活が再開可能となる = 避難所生活の必要性がなくなる期間）です。
- ✓ ここでは撤収期における留意点を解説します。

項目

内容

①撤収期とは

☆ 周辺のライフライン機能が回復し、その地域本来の生活が再開可能となる = 避難所生活の必要性がなくなる期間です。

②対応する主体

➤ 避難所運営委員会です。

③留意点

➤ 時間の経過に伴い、避難所として活用している施設についても、本来の機能を回復（例えば、学校再開）する必要があることに留意します。

避難者の退所を促す時期

- 被害の回復や仮設住宅支援の始まりに合わせ、避難者の退所や避難所集約・閉鎖を促す必要があります。
- ライフラインや交通の回復などに関する情報を随時提供し、自宅での生活が可能になった方へ、自宅に戻る協力を呼びかけます。
- 仮設住宅の支援などが始まった場合は、随時情報を提供し、居住の場を失った方が移動しやすい環境を整えます。

《避難所での支援対象者》 《避難者の退所を促すポイント》 《避難所集約・閉鎖のポイント》

- 居住の場を失った方
- ライフラインの被害により、日常生活が著しく困難な方
- その他必要と認められる方

- 仮設住宅など住居の支援
- ライフラインの復旧
- * 避難者の避難理由が解消されたことが分かるように、上記事項は、随時情報提供するなどし、退所を促します。

- 避難者の数が減少⇒集約
- 避難者全員の退所又は受入れ先が決定⇒閉鎖
- * 市災害対策本部の判断のもと、集約・閉鎖を検討します。



避難所の集約

- 避難者の数が減少すると、大きな施設での避難所運営が難しくなる場合がありますので、必要に応じて避難所の集約を行います。
- 避難所の集約は、各施設との調整が必要になることから、主に市災害対策本部の調整により、避難所を段階的に集約します。
- 各避難所の運営委員会においても、避難者の減少に合わせた避難所の規模縮小について検討します。
 - (例) ①市内のいくつかの避難所から、大規模施設（市の体育施設など）に集約する。
 - ②避難所運営を継続している他の施設（市内の指定避難所など）と合流する。

★ 避難所の移動に関する理解と了承が得られるよう避難者への十分な説明を行います。また、縮小による部屋の移動などにおいても、避難者の了解と協力を得ます。

★ 避難所を移ることが決定した後は、移動の日時、荷物などの搬送のための車両や人員確保などについて、市災害対策本部と協議、調整します。



避難所の閉鎖

- 閉鎖が決定した場合、避難所撤収の準備に取りかかります。
- 避難所の後片付けは、原則、避難者が行います。

★閉鎖時に清掃が必要な場合は、清掃用具などを使用して清掃を行います。

★閉鎖時期や撤収準備などについて、避難者の理解と了解が得られるように十分な説明を行います。

★避難施設の本来業務に支障のある物品は、撤去・回収しやすいようにまとめておき、また、ごみについては分別します。物資等の回収が必要な場合は、その種類・数量を市に連絡して移動・処分等を要請します。

★避難所管理に使用した記録・様式等を整理しておきます。

★避難所の閉鎖時期は被災状況や今後の被災予想、残留する避難者に対する閉鎖の後の対応などを十分に勘案して決定します。